

## **「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」の改正（公開草案）について**

### **1. 「退職給付に係る会計基準」（注解）の改正の必要性について**

根本的な論点として、退職給付に係る会計処理を複雑にしている退職給付会計基準注解（注1）1の見直しが検討されるべきである。

- 本公開草案の前文第3段落(ii)でも示されている通り、本来数理計算上の差異は、借方差異・貸方差異共に同様のルールに従って償却をしていくのが妥当であり、貸方差異のみ認識に一定の上限を設ける論拠は乏しい。
- 今回の実務指針の改正では、当該注解の範疇での対応のため、事業主への返還額についてのみ本来の数理計算上の差異又は過去勤務債務として取扱うこととされているが、数理計算上の差異の性質は、結果的に当該資産を返還したか否かとは無関係であり、数理計算上の差異の認識を返還部分と非返還部分に区分する合理性は乏しいと考えられる。（「年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超過した場合」の貸方差異の認識において、信託財産の払戻しを要件とすることは不適切である。）
- 本公開草案の前文第3段落（ ）に、数理計算上の差異等の借方差異がある場合、返還額に相当する金額を一括して費用（減額）処理する合理的な根拠を見出しえないとある。しかし、本公開草案に沿った場合、数理計算上の差異等の貸方差異がある事例において事業主の採用する会計方針に従って繰延処理する合理的な根拠も又見出しえないと考えられ、改正の論拠が乏しいと思われる。
- 以上の点は、注解（注1）1の削除により解決され、また、より論理的に一貫するルールとすることが可能である。従って、今回は実務指針のみの改正を行うのではなく、企業会計基準委員会/企業会計審議会による基準（注解）改正についても行われるべきである。（なお、同様に、基準前文四.4のなお書きについても記載を見直す必要がある。）
- 米国基準(SFAS87)、国際会計基準(IAS19)においても、数理計算上の差異について貸方差異のみに認識の制限を課すルールはない。（米国基準では、未認識年金資産の考え方も存在しない）

## 2. 会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に係る実務指針(中間報告)」の改正について

第31-2項の第3パラグラフは削除すべきである。

- 本文では、返還額に対応する数理計算上の差異について、制度の終了の処理に準じて損益認識することを求めている。
- しかしながら、超過資産の返還は、退職給付制度における余剰資産を事業主に返還するものであり、返還によりその制度の性質は何ら変わることなく存続するため、資産返還について制度の「終了」に準じた処理を行うことは不相当である。(基本的に制度の「終了」に準じた処理が行われる場合は、制度の改訂・大量退職などによる退職給付債務の大きな変動が発生した場合であり、単なる資産返還のみで何らの債務の変動がない場合でも制度の終了に準じた処理を行うことは、現行の会計処理ルールに照らしても相当な違和感がある。)
- 返還額に対応する未認識数理計算上の差異を損益として処理することについては、信託財産の一部解約の場合、退職給付制度の終了に該当しないにもかかわらず敢えて退職給付制度の終了に準じて処理することに合理性がないため、全て事業主の採用する会計方針に従い費用(減額)処理を行うことが適当であると考えられる。
- 実際、今般の改正においても「年金資産の返還の実態は掛金の戻りである」(本公開草案の前文第3段落(i))と整理しており、それ故、資産の返還取引について引当金の増加を認識するものとしている。これまでの会計基準上、そうした引当金の増減により処理される通常の資産取引(掛金拠出/支給)において、当該取引に対応する未認識差異を一括処理するような考え方はなされておらず、その点からも本パラグラフの規定は、これまでの退職給付会計の考え方から乖離したものとなっていると言える。

また、仮に第3パラグラフの処理を規定する場合には、以下の点が考慮されるべきである。

第3パラグラフの末文「返還時の年金資産の比率により」を「返還時の年金資産の比率等により」とすべきである。

- 返還した資産に対応する数理計算上の差異の算定が困難な場合、何らかの合理的な方法で当該差異を算出する必要があるが、その算出方法は当該企業が把握している計数等により複数の合理的な方法が存在すると考えられるため、柔軟な対応を可能とする表現にすべきである。
- 少なくとも、数理計算上の差異には負債(退職給付債務)サイドから発生したものと資産(年金資産)サイドから発生したものがあり、それらの区分把握がなされている場合には、「資産サイド数理計算上の差異×年金資産の比率」を使用するのが合理的であると考えられるが、全ての数理計算上の差異が区分把握されていない場合には、その総額に年金資産の比率を乗じると一時の損益処理額が過大に算出される可能性がある。

### 3. 「退職給付会計に関するQ & A」の改正について

Q4 - 2については、会計処理に係るガイドラインの観点から作成すべきである。

- Q&A改正案では、返還資産の要件として「将来の予測できる一定期間においても積立超過の状態が継続し、当該積立超過分について退職給付に使用される見込みのないことが合理的に予測できることが必要です」と記載している。また、一方で、「積立超過額を信託契約に基づき事業主に返還することの是非及び返還額の妥当性は、受託者（又は信託管理人）の独立した判断に従って決定され、それに基づき事業主へ返還される必要があります」とその判断責任を受託者（又は信託管理人）に委ねている。
- 法的に年金資産の処分に係る受給者に対する受託責任を受託者（又は信託管理人）が負っていることに疑いはないものの、それを改めて記載するのみならず、その判断基準について言及するのは、会計処理に係るガイドライン（Q&A）としては行き過ぎである。
- また、仮に、「将来の予測できる一定の期間においても積立超過の状態が継続し、当該積立超過分について退職給付に使用される見込みのないことが合理的に予測できることが必要」を退職給付信託の信託財産返還の要件とする場合は、具体的に条件に適合する事例を示すべきである。

### 4. 適用について

本改正の適用については、新たな事業年度からの適用とされるべきである。また、少なくとも改正実務指針の公表日以前の取引についての適用は任意とされるべきである。

- 退職給付会計基準注解（注1）1や現行の実務指針第31項では、超過が解消するまでは数理計算上の差異の発生や過去勤務債務の発生による超過額は資産及び利益として認識できないとするが、解消時の取扱いについて明確な記述がない。一方で現行の実務指針の設例6は、貸方差異の数理計算上の差異の残高がある状態で積立超過の一部に相当する年金資産が返還された場合のみを例として、これを事業主の資産と利益として一時認識する処理を示していたところである。
- 現行の実務指針の解釈を大きく変えることになる本改正は、過去に実施したものに遡及して適用されることになるとその影響は大きく、実務に大きな混乱をきたすし、実務の安定性の観点から問題である。  
従って、「過年度に遡及して適用されるものではないことを、念のため付言しておきます。」とのコメントがあるが、会計ルールの変更は、事業年度の途中から適用されるべきものではなく、新たな事業年度からの適用とすべきである。
- 企業会計基準委員会の実務指针对応報告第6号「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」などの前例を踏まえて、改正実務指針の公表日以降の取引から適用される旨について少なくとも明記されるべきである。

以上